

生かそう憲法  
くらしと政治に

# あおぞら

2018年 6月15日

Vol.51

発行  
**あおぞら法律事務所**  
〒810-0041 福岡市中央区大名2丁目7番11号  
TEL 092-721-1425 FAX 092-721-1498



「朝鮮通信使」 photo 前田 豊

江戸をめざす朝鮮通信使の一行で、警護と案内は日本人です。  
沿道から人々の歓声も聞こえてくるようです。  
韓国・釜山博物館のミニチュアです。

## あおぞら法律事務所

弁護士 前田 豊	和彦 伸子
弁護士 小宮 和	敦史 兼
弁護士 中村 彦	
弁護士 井上 孝	
弁護士 武 寛	

# 朝鮮通信使

弁護士 前田 豊

「世界記憶（遺産）」に「朝鮮通信使－17世紀から19世紀の朝鮮と日本の平和構築と文化交流の歴史－」が登録されました。

「朝鮮通信使」は、江戸時代の約200年間、朝鮮から日本へ約500名の使節団が12回訪問したものです。国書を交わし、平和を構築し、文化交流をしたことがユネスコで高く評価されたのです。

通信使は、朝鮮の第一級の儒学者、医者、画家、樂士、小童などから構成され、各地で日本の学者、医者、画家が通信使を訪ね、漢字で筆談し、漢詩をやりとりし、知識の交流をしました。

通信使の樂士は各地で朝鮮音樂を演奏しました。今も各地に、そのときの雰囲気を感じさせる音楽や踊りが、「唐人踊り」として残っています。

通信使が通る道には、一目見ようとしたくさんのが集まりました。カラフルな衣装を着た通信使の一行は、人々の目に強く焼きついたことでしょう。

こうして、通信使の記憶は、通

信使が滞在した寺などの記録や書、唐人踊り、唐人形などの形で、今日に伝えられています。それは、江戸時代の鎖国政策のなかで、朝鮮という外國に開かれ窓があつたということであり、友好的に交流していたことを示しています。

日本は、江戸時代、オランダや中国とは長崎の出島で交易しましたが、国と国の交流はありませんでした。しかし、朝鮮とは朝鮮通信使によって国と国が交流しました。そして、釜山の「草梁和館」で、常に500名の日本人が外交、貿易に従事し、銀、生糸、木綿、薬材などを交易しました。その「草梁和館」は出島の10倍の規模の広さがありました。

中国の生糸が朝鮮経由で対馬藩に入り、対馬藩は京都で売却し、それが西陣織になり、全国に流通しました。日本からは、佐渡や石見で採掘された銀が朝鮮から中國に渡り、ヨーロッパに流れました。室町から江戸初期にかけ日本は世界でも有数の金銀の産出国でした。

朝鮮通信使は、秀吉の「朝鮮出兵」（壬辰倭乱）に、そもそも原因があります。秀吉は、明の制圧のため朝鮮を攻めたのですが、大義名分のない侵略戦争でした。朝鮮に大きな被害を与えただけでなく、日本にも、対馬をはじめ農村の荒廃をもたらしました。大名に意見の対立が生まれ、関が原の戦いを経て、徳川政権に変わった原因になりました。

文禄の役では17万人、慶長の役では14万人が朝鮮で戦争に従事しました。農民、漁民も大量に徴用されました。大変な数です。

初めは短期間に朝鮮半島の北まで攻めるのですが、明軍の応援、朝鮮の水軍と義民の反撃にあり、兵站線を切られ、苦戦し、二度にわたる7年間の侵略戦争は、1598年、秀吉の死亡で終ります。

戦争に参加した大名は、少なくとも2～3万人の朝鮮人を被虜として日本に連行しました。職業はいろいろで、学者、医者、陶工、大工、紙漉き工、活版工、百姓など、専門技術をもつている人も連れていきました。

福岡藩は、現在の福岡市中央区唐人町に連行した朝鮮人の町を作り、城から近いところに集団で住まわせて管理しました。

最初の3回の朝鮮通信使は、日本に連行された人を朝鮮に取り返すための「刷還使」の意味があります。しかし、朝鮮から連行された2～3万人の人のうち、帰国できた人は多くても7000人程度で、万余の人人が残ったと言われます。

4回目からは「通信」が主な目的となり、新しい將軍の就任を祝うための通信使が来日しました。

通信使は、漢城（ソウル）、釜山、対馬、壱岐、藍島（相島）、赤間など

とりわけ、多数の陶工が連行され、諸大名は、藩内で焼物を焼かせました。唐津焼、高取焼、薩摩焼、萩焼など、日々に残る有名な陶器の窯は、みな朝鮮陶工たちによって始められました。福岡県内では高取、小石原、小鹿田、上野がそうです。

1616年、陶工・李參平が有田で磁器の原料となる陶石を発見し、陶器にかわって磁器が焼かれるようになりました。白い肌をした磁器は「伊万里」「有田」として全国に広まり、ヨーロッパにも輸出されました。

この陶工たちの技術と活躍がなければ日本の焼物はここまで発展しませんでした。

時代が変わり、徳川家康は、対馬藩に朝鮮との国交回復を命じ、1607年、第一回の通信使が訪問しました。

最初の3回の朝鮮通信使は、日本に連行された人を朝鮮に取り返すための「刷還使」の意味があります。しかし、朝鮮から連行された2～3万人の人のうち、帰

国と国とが「誠信の交わり」（対馬藩・雨森芳洲）をしたからこそ、日朝は、200年間、平和であり、交易も行われました。

幕末から明治にかけて「征韓論」が台頭し、1910年「韓国併合」し、朝鮮を植民地化しました。

その考えのなごりや偏見は今も根強く残っていると思います。

そのような時代だからこそ、朝鮮通信使が日本と朝鮮の善隣友好に果たした役割を正當に評価しなければなりません。その意味で、ユネスコの世界の記憶への登録は慶賀の至りなのです。

参考にした本です。

仁位孝雄写真集「朝鮮通信使への道」（杉屋書店）は絶版と思いま

すが、ゆかりの地を写真で伝えてくれます。

仲尾宏「朝鮮通信使」（岩波新書、北島万次「秀吉の朝鮮侵略と民衆」（同）は岩波新書です。李進熙「江戸時代の朝鮮通信使」（青丘文化社）は、彙りが深くて力作、お勧めです。

の旅程は往復4000キロ、月日にして約8カ月を要しました。1回の通信使の応接に費やす日本側の費用は総額100万両（いまの価値で約500億円でよい）か）、関与する人員は30万人、対馬藩は対馬から江戸まで道案内し、1回に20万両かかったといわれます。



# 相続法の改正

## （配偶者に手厚く）

弁護士 中村伸子

民法の相続分野の規定が、大きく変わるようですが。民法改正案は今国会に提出され、早ければ2019年にも施行される見通しです。

1、故人の配偶者が、住居や生活費を確保しやすく

☆夫が死亡し、妻と子一人が相続人で、相続財産は2500万円の自宅不動産と1500万円の預金のケー

スで説明いたします。

①配偶者居住権の創設  
この改正により☆のケー

スで、居住権の評価額を1000万円としますと、妻が居住権を選択すれば、無償で自宅に住み続けながら、1000万円の預金を取得できることになります。他方、子は、自宅の所

相続分は2分の1ですか

と、差額500万円を子に代償として支払う必要も出

てきます。そうすると、自家の売却や退去を検討しなければなりません。

そこで、次のような2つの改正が予定されています。

②住居の遺産分割からの除外  
☆のケースで、夫が生前に、自宅不動産の名義を妻に贈与していましたとします。すると、遺産は1500万円の預金だけになります。

現行法では、この場合でも、遺産分割に際し、生前贈与されていた自宅も特別受益として遺産に含める（持戻し制度）ことになります。そうすると、妻は、すでに2500万円分を受け取っているため、預金は

人が亡くなった時点の全ての財産が、遺産分割の対象となります。それぞれ法定

とになります。それ法定

と、差額500万円を子に代償として支払う必要も出

てきます。そうすると、自家の売却や退去を検討しなければなりません。

そこで、次のような2つの改正が予定されています。

住権の評価額は、配偶者の年齢の平均余命などから算出されます。

2、その他の改正など  
相続人以外の親族（たとえば被相続人の息子の妻）が、介護などで貢献した場合には、相続人に金銭を請求することができる仕組みも新設されました。

その他、遺言制度改正などが予定されています。

高齢化社会の実情を反映するための改正案とされています。しかし「事実婚」、「同性婚」など、様々な家族のあり方に対応し切れていません。そうすると、妻は、

指摘されています。

有権（1500万円相当）と500万円の預金を取得することになります。

配偶者居住権とは、自宅の権利を「所有権」と「居住権」に分割して、配偶者が「居住権」を取得した場合（遺言や遺産分割協議等）、配偶者は終身、無償で自宅に住み続けることができるとする権利です。居住権の評価額は、配偶者の年齢の平均余命などから算出されます。

では、故人には、持戻しを免除する意思（贈与した自宅は遺産分割の対象から外す意思）があったことを推定します。したがって、遺産分割の対象は、1500万円の預金だけになります。このケースでは、妻の取り分けは、預金750万円であります。

文書を中心とした文治社会が、江戸時代の北信濃地方に存在していたことにも驚かされました。

相続の問題は、親族や相続財産の構成、遺言の有無・内容などによつて大きく異なってきます。現時点では、改正案が現実の事例にどのように適用されるかについても、専門知識に根ざした検討が必要です。ごついても、専門知識に基づいた検討が必要です。ご不明な点は、お早めに弁護士など法律の専門家にご相談されることをお勧めします。



# 私のイッピン



弁護士 小宮 和彦

♪20年前に買ったマーチンのギター  
♪ボロんと鳴らすと私の心は安らぎます♪しかし周りの人的心はかき乱されます♪もう少しうまくなれば……♪



## フランス車のシートで作った椅子

19年乗ったフランス車のブジョー405の運転席の座席にキャスターを付けて、事務所の椅子に仕立てました。

シートのスポンジが厚く、柔らかくしっかりと腰を支えてくれて、最高です。

弁護士 前田 豊

いぶりがっこ（大根を燻製した漬物。スマーケ沢庵のようないい感じ）のクリームチーズ和えです。

日本酒にもワインにも、相性バツチリです。陶芸家の方に作っていたたいた器もお気に入りです。

弁護士 中村 伸子



知り合いからいただいたものですが、もう今は製造されていないとのこと……

これさえあれば、ピアノでも缶でも開けることができるので、呑兵衛にはなくてはならないイッピンです！！

弁護士 井上 敦史



大学時代に作った「空手衣」と「帯」です。  
生地、刺繡、採寸の細かい所までこだわりました。

最近は結婚式の余興で着るのがメインになりつつありますが、ちゃんと練習して東京オリンピックをめざ……。

弁護士 武 寛兼



## 橋本 絵美

Myオカリナです。アルト管（C管）、ソプラノ管（F管）、ピッコロなど、大きさによって音の高さが違っています。私が習っているグループは生徒4人なので、様々なオカリナでアンサンブルを楽しんでいます♪



## 森 礼子

ダイソンのコードレスクリーナー。掃除機にこの値段は……と思い、ずっと二の足を踏んでいましたが、モデルチェンジ前のものがお安くなった際、思い切って購入しました。お値段以上、基は充分にありました。



佐藤 亨恵 MoMA(ニューヨーク近代美術館)のスカイアンブレラをご存知でしょうか。外は黒、内側には青空が描かれた傘です。雨の日も気分晴れ晴れ…のはずが、大切過ぎて雨の日になんか使えない本末転倒なイッピンです。